

(平成26年11月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成15年4月を20万円、同年5月から19年6月までを22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②及び⑦から⑪までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は3万円、申立期間⑦は22万7,000円、申立期間⑧は21万3,000円、申立期間⑨は23万1,000円、申立期間⑩は21万3,000円、申立期間⑪は22万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間③から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間③は16万9,000円、申立期間④は17万2,000円、申立期間⑤は21万5,000円、申立期間⑥は17万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月1日から19年7月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年7月16日
⑤ 平成16年12月17日
⑥ 平成17年7月15日
⑦ 平成17年12月16日

- ⑧ 平成 18 年 7 月 14 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 15 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 13 日
- ⑪ 平成 19 年 12 月 14 日

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間①に係る標準報酬月額及び申立期間②から⑪までの標準賞与額の記録が相違している。申立期間に係る給与明細書及び賞与明細書を提出するので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成 15 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、同年 9 月 1 日から 17 年 2 月 1 日までの期間、同年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び同年 10 月 1 日から 19 年 7 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、15 年 4 月は 20 万円、同年 5 月から同年 7 月までの期間、同年 9 月から 17 年 1 月までの期間、同年 3 月から同年 8 月までの期間及び同年 10 月から 19 年 6 月までの期間は 22 万円とすることが必要である。

また、申立期間①のうち、平成 15 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、17 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間及び同年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る給与明細書を申立人は所持していないものの、当該期間前後に係る給与明細書、源泉徴収票、B 市から提出された所得照会回答書及び金融機関の預金取引明細表により確認できる厚生年金保険料控除額が、当該期間を含めた前後の期間において一定であることから判断して、給与明細書が無い期間についても同額の保険料が控除されていたものと認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、平成 15 年 8 月、17 年 2 月及び同年 9 月は 22 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主から回答は無いが、上記給与明細書、源泉徴収票、所得回答書及び預金取引明細表において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録により確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、

当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②及び⑦から⑪までについて、申立人から提出された賞与明細書及び平成 18 年分給与所得の源泉徴収票並びに B 市から提出された所得照会回答書及び金融機関の預金取引明細表により、申立人は、当該期間に A 社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書等により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間②は 3 万円、申立期間⑦は 22 万 7,000 円、申立期間⑧は 21 万 3,000 円、申立期間⑨は 23 万 1,000 円、申立期間⑩は 21 万 3,000 円、申立期間⑪は 22 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間③から⑥までについて、申立人から提出された賞与明細書における賞与額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、オンライン記録における標準賞与額より高額であることが確認できる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、申立人の賞与明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間③は 16 万 9,000 円、申立期間④は 17 万 2,000 円、申立期間⑤は 21 万 5,000 円、申立期間⑥は 17 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所（現在は、B社）における当該期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は3万9,000円、申立期間②は24万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年3月30日
② 平成19年3月30日

私は、A事業所に勤務して、申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、年金記録に反映されていないので、確認の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するC銀行の流動性預金元帳及び複数の元同僚の賞与明細書により、申立人は、申立期間において、A事業所から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の流動性預金元帳から確認できる賞与振込額及び元同僚の賞与明細書により推認した厚生年金保険料控除額から、申立期間①は3万9,000円、申立期間②は24万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「賃金台帳等の資料は保存期間経過のため、廃棄した。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は55万円、申立期間②は49万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 5 日
② 平成 15 年 12 月 26 日

私は、A社に勤務し、平成15年夏季賞与と同年冬季賞与を支給され、厚生年金保険料も控除されていたが、年金記録に反映されていないので、確認の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持するA社に係る「2003年夏季賞与明細書」及び申立期間当時の社会保険事務担当者から提出された「2003夏支給控除」並びに元事業主等の供述により、申立人は、申立期間①において、同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、申立人が所持する賞与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、55万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人が所持するA社に係る「2003年冬季賞与明細書」及び申立期間当時の社会保険事務担当者から提出された「2003(1).12.26.冬季賞与支給控除一覧」並びに元事業主等の供述により、申立人に対する平成15年冬季賞与は49万円であり、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、申立人が所持する預金通帳により、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に破産管財人から振り込まれたことが確認できるところ、当該振込額は、「2003年冬季賞与明細書」の総支給額から社会保険料等を控除した後の差引支給額及び破産管財人から提出された「更正配当表（労働債権）」の配当金額と符合している。

また、複数の元同僚においても、上記の申立人と同様に、申立期間②に係る賞与が破産管財人から振り込まれていることから、A社において当該賞与は、申立期間②に支給されるものであったが、当時、未払となっていたことが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については、申立期間②に支給されるものであったことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、申立人が所持する賞与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、49万円とすることが妥当である。

- 3 なお、事業主が申立人の申立期間①及び②に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は、社会保険に係る関係資料の所在は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から61年3月までの期間及び61年4月から平成10年7月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年3月から61年3月まで
② 昭和61年4月から平成10年7月まで

私は、昭和58年2月に夫が亡くなった後、A市役所で初めて国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料の免除申請を行ったにもかかわらず、申立期間①及び②が免除期間とされていないことに納得できない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は、平成11年2月16日に、厚生年金保険被保険者台帳記号番号を基礎年金番号として付番され、昭和53年9月1日に遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間①及び②は、それまで国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料の免除申請を行うことはできない期間である。

また、申立人は、その夫が死亡したことにより、昭和58年2月1日に旧厚生年金保険法による遺族年金の受給権が発生したところ、61年3月までは、被用者年金制度の遺族年金受給権者は国民年金の任意加入対象者であったため、申立人が申立内容どおり58年2月に国民年金の加入手続きを行った場合においても、申立期間①は、制度上、国民年金保険料の免除を受けることのできない期間である。

さらに、申立期間は185か月間と長期間に及んでおり、仮に申立人が免除申請を行ったとすると、10回以上にわたって申請手続が必要となり、行政機関が同一人に対し同様の事務処理を続けて誤るとは考え難い。

加えて、平成9年1月の基礎年金番号導入前において国民年金の加入手続きを行った場合には、国民年金手帳記号番号が払い出されることになるが、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システム

による調査の結果、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の申立期間①及び②の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から60年3月まで

私は、年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄に「昭和58年1月1日」と記載されているように、会社を辞めた直後の同年1月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を必ず納付していた。その後、59年10月に前夫と結婚したので、すぐに夫婦そろってA市役所へ行き、私は住所変更等の手続を行い、前夫は自身の国民年金の加入手続を行い、その後は私が夫婦二人の保険料をまとめて納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を辞めた直後の昭和58年1月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を必ず納付していたと主張している。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和59年3月29日に社会保険事務所（当時）からA市にまとめて払い出された手帳記号番号の一つである上、A市は、「昭和58年1月1日に遡及して国民年金の被保険者資格を取得したとして、60年3月4日に国民年金手帳記号番号を払い出している。」と回答している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号に係るA市の国民年金被保険者名簿の被保険者氏名欄には、申立人が国民年金の加入手続を行ったと主張する昭和58年1月当時の旧姓は記載されておらず、婚姻後の姓で記載されている上、同名簿の国民年金保険料検認カード欄には、申立人が保険料納付を開始したのは、60年4月からと記録されており、58年1月に国民年金の加入手続を行い、同月から保険料の納付を開始したとする申立人の主張と相違する。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和60年3月

4日を基準にすると、申立期間のうち、59年4月から60年3月までの国民年金保険料は、A市役所に現年度納付することが可能であり、58年1月から59年3月までの保険料は、社会保険事務所に過年度納付することが可能であるが、申立人は、「国民年金保険料は、納付期限を守り納付していたので、滞納したことはないし、過去に遡って保険料を納付したこともない。」と申述している上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムの調査の結果、申立人に旧姓を含めて別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の主張によれば、申立人の前夫は昭和59年10月の婚姻後すぐに国民年金に加入し、申立人が夫婦二人の国民年金保険料を納付していたとしているが、オンライン記録によれば、申立人及びその前夫の国民年金手帳記号番号は連番で60年3月に払い出されており、二人が共に同年4月から保険料の納付を開始していることから、申立人の主張と一致しない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄に、「昭和58年1月1日」と記載されていることをもって同年1月に国民年金の加入手続を行ったとしているが、当該記載は国民年金の強制加入被保険者となるべき時期を示すものであり、加入手続時期を特定するものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から48年3月まで

私は、申立期間当初、学生であったため、亡くなった父が、私の国民年金の加入手続きを行い、以後国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、亡くなった父が納付してくれていた。」と主張しているが、申立人の国民年金の加入手続きは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和49年10月頃に行われたものと推認されることから、当該加入手続きが行われるまで、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間当時に、申立人の父が申立人の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金の加入手続きが行われたと推認される昭和49年10月を基準にすると、申立期間の国民年金保険料の大半は時効により納付することができない上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続き及び申立期間の保険料の納付を行ったとする申立人の父は既に亡くなっていることから、加入手続き及び申立期間の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間は144か月と長期間である上、申立人の父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 4 月 15 日まで
② 昭和 34 年 11 月 15 日から 36 年 11 月 16 日まで

私は、昭和 33 年 4 月 1 日から 36 年 11 月 15 日まで、A 市の B 事業所に C 職として勤務していたのに、申立期間①及び②において厚生年金保険の加入記録が欠落しているのは納得できない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する記念写真及び元同僚の供述により、申立人は、勤務期間は特定できないが、申立期間①及び②のある期間において B 事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人を記憶している元同僚は、「申立期間①及び②当時の B 事業所は、通年業務を行っておらず、毎年 4 月中頃から 11 月中頃までの 7 か月間の季節業務であり、残りの 5 か月間は自宅待機をし、失業保険をもらっていた。申立期間①は厚生年金保険に加入させてもらえず、私が B 事業所に転勤になった後の昭和 34 年度だけは加入させてもらったが、申立期間②の 35 年度は加入させてもらえなかったので国民年金に加入した。」と供述している。

また、A 市に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人及び B 事業所の元責任者を含む 51 人の者が昭和 34 年 4 月 15 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、その全員が同年 11 月 18 日までに被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人が氏名を挙げた B 事業所の元責任者は、既に死亡していることから、申立期間①及び②当時における厚生年金保険の加入状況について聴取することができない上、オンライン記録によると、A 市は、昭和 35 年 1 月 20

日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 1 日から 41 年 3 月 1 日まで

最近になって見付かったA事業団(現在は、独立行政法人B)あての昭和62年度年金住宅資金借入申込書には、厚生年金保険の被保険者期間として、私の夫がC県内に在ったD事業所に勤務していた期間が記載されている。この期間の年金記録が欠落しているので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人がD事業所に勤務していたと主張しているところ、オンライン記録及び適用事業所名簿検索システムによると、C県内に所在する「D事業所」という名称の事業所は確認することができない。

また、申立人の妻は、D事業所の事業主及び元同僚の氏名並びに具体的な所在地を記憶していないため、事業主及び元同僚への調査並びに商業登記の確認を行うことができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、独立行政法人Bは、「当時の関係資料を保有しておらず、業務委託先においても当該資料は無く、申立人の借入状況は確認できない。また、申立人の昭和62年度年金住宅資金借入申込書は、金融機関記入欄への記載が無いため、記載されている事項は事業主からの申込時点のもので、行政機関に厚生年金保険の加入期間を確認する前の書類と思われる、厚生年金保険の加入期間を証明するものではない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。